

はじめに

本市では、子ども・若者が健やかに成長するために地域全体で子ども・若者、子育て家庭を支える社会の実現をめざす「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」や、生まれ育つ環境に左右されず、子ども一人ひとりが夢や希望を持ち成長することができる、あたたかい地域共生社会の実現をめざす「藤沢市子ども共育計画」を策定し、子育て支援や子ども・若者の健全育成、困難を抱える子ども・若者、子育て家庭のためのさまざまな取組を進めてきました。



本市の人口は、2021年（令和3年）8月に44万人を突破し、2035年（令和17年）に45万4千人でピークを迎え、その後は減少に転じるものと推計しています。このことは、本市においても少子化が進行していることを示しており、その要因の一つとして未婚化や晩婚化の影響が大きいと言われています。

また、少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、子育て当事者の子育てに対する不安や孤立感が高まっています。そのため、妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実に加え、子育て世代の多様なニーズに対応し、安心して子育てのできる生活環境を整備する必要があります。

以上のことを踏まえつつ、本計画においては、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」や、「藤沢市子ども共育計画」のめざす方向性を継承するとともに、こども基本法の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重し、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、「子どもの笑顔があふれるまち」をつくるための取組を地域社会全体で進め、すべての子ども・若者が今とこれからも幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、藤沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

2025年（令和7年）3月

藤沢市長

鈴木恒夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
（1）計画策定の背景	1
（2）計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
（1）根拠法等	4
（2）主な関連計画	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
 第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況	7
1 実態把握の方法	7
（1）統計データによる把握	7
（2）アンケート調査等による把握	7
2 子ども・若者、子育て家庭に関する概況	10
（1）ライフステージを通じた概況	10
（2）子育て家庭の状況	12
（3）ライフステージ別の概況	24
3 子ども・子育てに関する本市の取組状況	57
（1）第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の評価と課題	57
（2）藤沢市子ども ^{ともい} く計画の評価と課題	63
4 現状と課題のまとめ	66
 第3章 計画の基本的な考え方	73
1 計画の目指す姿	73
2 計画の基本的な視点	73
3 計画の基本目標	77
4 基本目標ごとのSDGsの位置づけ	78
5 計画の体系	79

第4章 施策の展開	81
基本目標1 子ども・若者のライフステージを通した施策の推進	81
柱1 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進	82
柱2 多様な体験活動の推進	84
柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進	89
柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	91
柱5 子育てしやすい生活環境等の整備	95
柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組	98
基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	104
柱1 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり	104
柱2 取り残さない学びの支援	107
柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実	111
柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	115
柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進	120
基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実	125
柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実	125
柱2 子育て支援サービスの充実	129
柱3 乳幼児期の保育・教育の充実	132
基本目標4 学童期・思春期の支援の充実	140
柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働	140
柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進	145
柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実	149
柱4 子ども・若者の居場所の充実	151
基本目標5 青年期の支援の充実	157
柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実	157
柱2 ライフデザインを考える機運の醸成	163
基本目標6 子育て当事者への支援の充実	166
柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	166
柱2 共働き・共育での推進	170
柱3 ひとり親家庭への支援	172
基本目標7 子ども・若者の意見表明・意見反映	175
柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進	175
基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる	177
柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援	177
柱2 地域活動の支援とネットワークづくり	180

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	185
1 子ども・子育て支援新制度の概要	185
（1）制度における市町村の役割	185
（2）給付・支援事業	185
2 教育・保育提供区域の設定について	190
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	191
（1）量の見込みと確保方策	191
（2）3号認定子どもの保育提供率の目標値	191
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	202
（1）利用者支援事業	203
（2）時間外保育事業（延長保育事業）	204
（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	204
（4）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	205
（5）乳児家庭全戸訪問事業（藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～）	206
（6）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）	206
（7）一時預かり事業	207
（8）病児保育事業（病児・病後児保育事業）	209
（9）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり））	210
（10）妊婦健康診査	210
（11）養育支援訪問事業	211
（12）子育て世帯訪問支援事業	211
（13）親子関係形成支援事業	212
（14）妊婦等包括相談支援事業	212
（15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	213
（16）産後ケア事業	214
（17）実費徴収に係る補足給付を行う事業	214
（18）多様な事業者の参入促進・能力活用事業	214
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	215
（1）認定こども園の普及について	215
（2）教育・保育施設等と地域型保育との連携	215
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	216
（1）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	216
（2）特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携	216

第6章 計画の推進体制.....	217
1 計画の推進体制	217
2 計画の実施状況の点検・評価	217
3 計画の指標.....	218
資料編	219
1 母子保健計画の施策体系及び指標.....	220
（1）母子保健計画の施策体系	220
（2）母子保健計画の指標.....	221
2 放課後子ども教室整備の考え方.....	222
（1）放課後子ども教室とは.....	222
（2）本市の放課後子ども教室の実施状況.....	222
（3）令和7年度以降の整備方針について	223
3 藤沢市子ども・子育て会議条例.....	224
4 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿.....	226
（1）藤沢市子ども・子育て会議委員	226
（2）（仮称）藤沢市こども計画策定等検討部会委員.....	227
5 計画策定の経過	227
（1）藤沢市子ども・子育て会議、部会の開催経過.....	227
（2）子ども・若者へのアンケート調査.....	228
（3）市民ワークショップ.....	228
（4）藤沢市マルチパートナーシップ 事例発表会.....	228
（5）パブリックコメントの実施	229
6 関係法令.....	230
（1）こども基本法（令和4年法律第77号）	230

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、子どもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」等を施行し、子ども・子育て支援の取組が進められてきました。これまで、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化などに取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。

また、全国の児童虐待相談件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻です。さらに、自殺、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念も指摘されています。困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、貧困、児童虐待、いじめ等の様々な問題に直面した経験を持ち、抱える問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況におかれていることが指摘されています。国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、関連する施策を推進してきました。

依然として、少子化や子どもを取り巻く状況が深刻であることを踏まえ、子ども・若者に関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっています。国では、2023年（令和5年）4月にこども政策の司令塔としてこども家庭庁が設置されるとともに、こども基本法が施行されました。

ア こども基本法(令和4年法律第77号)

2023年（令和5年）4月に、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念として、次の6点が定められました。



【こども施策の基本理念】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
 - ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
 - ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
 - ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
 - ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
-

イ こども大綱等の閣議決定

2023年（令和5年）12月には、「こども基本法」に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

「こども大綱」は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。「こどもまんなか社会」の実現は、子どもや若者が尊重され、自分らしく成長し、自分の希望に応じて意欲や能力を発揮できるようになることを目指しています。また、子どもを産み育てたいという考えを持つ個人の希望がかなうことにもつながります。その結果として、少子化・人口減少の流れを変え、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることで、子どもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながるとされています。

なお、「こども大綱」は、「こども基本法」の柱となる児童の権利に関する条約の「児童の意見を表明する権利」についても記載がされ、「こども・若者の社会参画・意見反映」が、こども施策を推進するために必要な事項の最初の項目として規定されています。

また、「こども大綱」と同日に、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」と、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」は、すべてのこどもの『はじめの100か月』（母親の妊娠からおおむね小学1年生まで）の育ちを社会全体で支えていくために、すべての人と理念を共有し、関連する施策や取組を力強く進めるための羅針盤として策定されました。

「こどもの居場所づくりに関する指針」は、すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することを目指して策定されました。

ウ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、児童福祉法が改正されました。2024年（令和6年）施行の主な改正点として、市区町村において、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務とされました。また、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新設され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。そのほか、この法改正は、児童相談所等が入所措置等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うための児童の意見聴取等の措置を講ずることや、児童をわいせつ行為から守る環境整備等、子どもの人権を守る体制強化が規定されています。

エ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)

2024年（令和6年）6月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育^{ともそだ}での推進に資する施策の実施等を目的として、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、産後ケア事業の3つの事業が、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられました。

（2）計画策定の趣旨

2023年（令和5年）4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものと



するとされました。さらに、同条第5項において、市町村こども計画は、「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画」「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるとされました。

このことを受け、2025年度（令和7年度）からの計画について、本市では、現行の「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども^{ともい}く共育計画」を引継ぎ、子ども分野を一体的に網羅する計画として「藤沢市子ども・若者^{ともい}く共育計画」を策定します。

【本計画における「こども」「子ども」の取扱い】

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。ただし、本計画においては、その対象を明確化させるため、「こども基本法」など法令等に基づく表記が必要な場合を除き、原則として「子どもや若者」又は「子ども・若者」と表記します。

2 計画の位置づけ

（１）根拠法等

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画など、次の法令に基づく市町村計画として位置づけます。

図表 1 関連する根拠法等

市町村計画の名称	根拠法令	策定指針（こども大綱を含む）
市町村こども計画	こども基本法第10条	こども大綱
市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条（※）	子どもの貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	子ども・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
—	—	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

市町村計画の名称	根拠法令	策定指針（こども大綱を含む）
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
母子保健を含む 成育医療等に関する 計画 ※母子保健計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

※「子どもの貧困対策の推進に関する法律」につきましては、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称する改正法が2024年（令和6年）9月に施行されました。

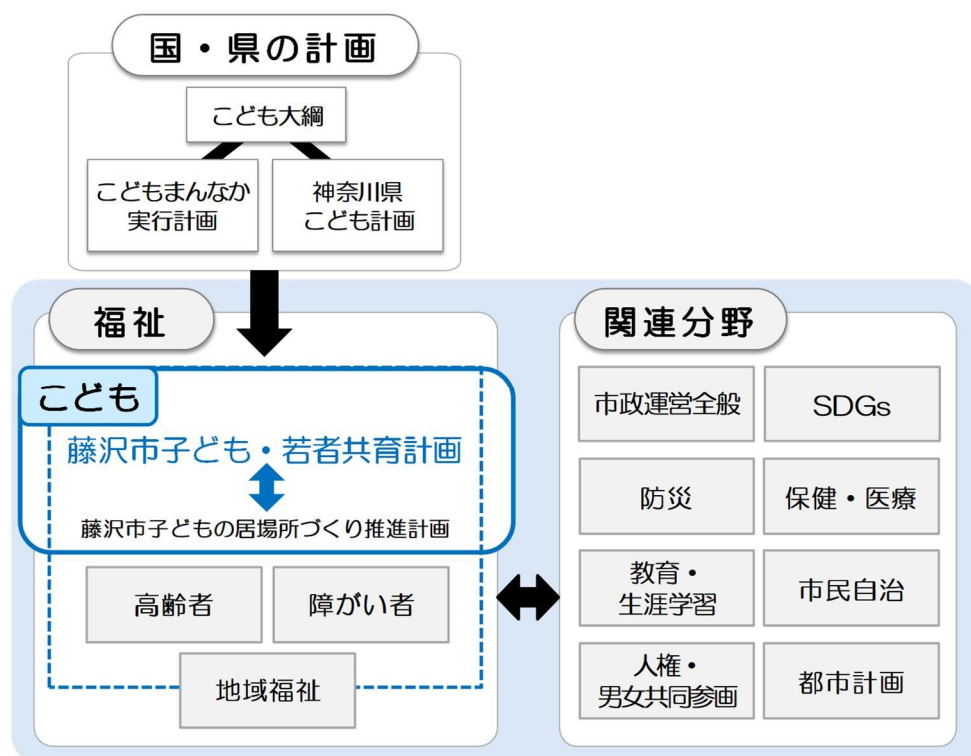
（２）主な関連計画

本計画の主な関連計画は次のとおりです。

図表 2 関連する主な計画

区分	分野名称	計画名称
整合を図る国・県の計画		こども大綱、こどもまんなか実行計画
		神奈川県こども計画
福祉分野の計画	地域福祉	藤沢市地域福祉計画、藤沢市地域福祉活動計画
	高齢者	藤沢市高齢者保健福祉計画、藤沢市介護保険事業計画、藤沢市認知症施策推進計画
	障がい者	ふじさわ障がい者計画、ふじさわ障がい福祉計画、ふじさわ障がい児福祉計画
	児童	藤沢市子どもの居場所づくり推進計画
関連分野の指針・計画	市政運営全般	藤沢市市政運営の総合指針、ふじさわ「まち・ひと・しごと」ビジョン
	SDGs	藤沢市 SDGs 共創指針
	防災	藤沢市国土強靱化地域計画
	保健・医療	藤沢市健康増進計画、藤沢市食育推進計画、ふじさわ自殺対策計画
	教育・生涯学習	藤沢市教育振興基本計画、藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画、藤沢市スポーツ推進計画、藤沢市文化芸術振興計画、藤沢市子ども読書活動推進計画
	市民自治	藤沢市市民活動推進計画
	都市計画	藤沢市公共施設再整備基本方針、藤沢市公共施設再整備プラン、藤沢市都市マスタープラン、藤沢市住宅マスタープラン
	人権・男女共同参画	ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針、ふじさわジェンダー平等プラン、ふじさわ女性支援計画、藤沢市多文化共生のまちづくり指針

図表 3 本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

図表 4 計画の期間



4 計画の対象

親の妊娠・出産期から子どもや若者の社会的自立に至るまでの、すべての子どもや若者、子育て家庭・子育て当事者及び関わる人材を対象とします。